

幸田町国土強靱化地域計画

令和2年3月
愛知県幸田町

《 目 次 》

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	
第1節 強靱化の理念・基本目標	1
第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	1
第3節 計画の位置付け等	2
第4節 対象とする区域	2
第5節 計画策定の進め方	3
第2章 脆弱性評価	
第1節 地域特性	4
第2節 想定するリスク	6
第3節 幸田町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	11
第4節 評価の実施手順	13
第5節 脆弱性評価結果	13
第3章 国土強靱化の推進方針	14
第4章 計画の推進と見直し	
第1節 地域計画の進捗管理	45
第2節 地域計画の見直し等	46
〈参考資料〉	
リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	47
〈別紙〉	
幸田町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の重要事業一覧	添付

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、それまでの想定をはるかに超える未曾有の大災害を経験しました。また、近年では、豪雨による大規模な洪水・土砂災害が全国各地で発生しています。一方で、近い将来、発生が懸念されている南海トラフを震源とする大規模地震や首都直下地震等は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されています。さらに地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度増加、大型化する台風の増加も予測されており、これにより水害、土砂災害等の頻発、激甚化も懸念されています。

本町においても、南海トラフ地震の発生を始めとする大規模自然災害の発生が危惧されており、これまで地域防災計画の見直し、地震防災ハザードマップ・防災ハザードマップ（風水害編）の作成、防災訓練の実施など、ソフト事業を中心に防災対策に取り組んできたところです。

国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が平成26年6月3日に閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進められています。一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者など関係者が総力をあげて取組むことが不可欠です。愛知県においては、南海トラフをはじめとする大規模自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を目的とした「愛知県地域強靱化計画（拡充案）」（以下「県計画」という。）が平成28年3月に策定され、令和2年3月に見直しが行われました。

こうした動向を踏まえ、本町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続けられる「強靱なまち」をつくりあげるため、本町の強靱化に関する指針となる「幸田町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 強靱化の理念・基本目標

本町では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されている。しかし、災害を迎え撃つ社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものと考えられる。大規模自然災害等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえれば、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・産業施策も含めた総合的な対応が必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するため、次の4つの基本目標を掲げる。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第1節の国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- (1) 本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM(Evidence-based Policymaking: 根拠に基づく政策立案)の概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 地域間の連携強化とともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。

- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 人口推移に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財源を含め限られた資源の中で、施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- (4) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第3節 計画の位置付け等

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画を始めとする本町における様々な分野の計画等の指針となるもので、国の国土強靱化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

地域計画の策定にあたっては、基本計画及び県計画との調和を保ちつつ、本町が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位付けを行う。

また、2025年(令和7年)までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を示すことにより、「第6次幸田町総合計画」の取組との調和・連携を図り、施策の効果を最大限に発揮させることができるよう留意する。

第4節 対象とする区域

本計画は、町域内の住民や通勤・通学者等の来訪者の生命・身体・財産の保護、住民の生活及び経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は町全域とする。

ただし、大規模地震等の広域災害が発生した場合等、広域連携が必要となる状況が生じる可能性を踏まえて、国や県、町域外の自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

第5節 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定した。

◆計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討、強靱化施策分野の設定
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

なお、国土強靱化の取組の推進に当たっては、災害時だけでなく、平時においても利活用等が図られ、住民の生活において利便性の向上が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意する。

第2章 脆弱性評価

第1節 地域特性

1 地勢

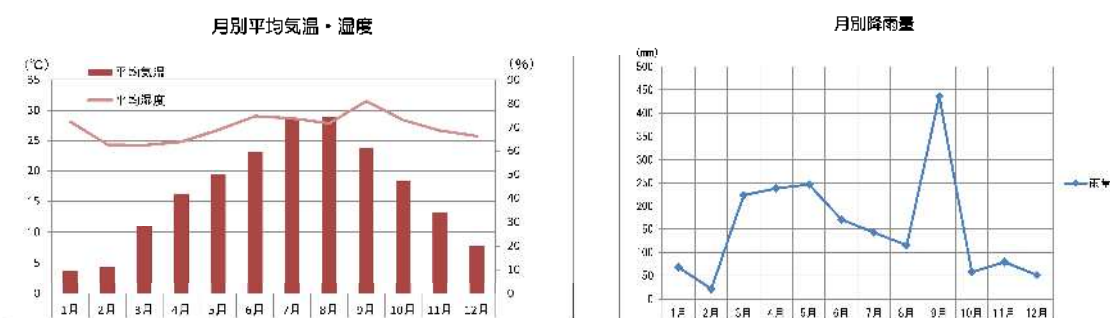
幸田町は、愛知県の中南部に位置し、中部圏の中心都市・名古屋市から45 km圏内にあり、北は岡崎市、西は西尾市、南東は蒲郡市と接している。東西10.25 km、南北10.55 kmで、面積は56.72km²。東部の遠望峰山の439mを最高に東部と南西部に標高100m～400mの丘陵地が続き、広田川を中心に平野が広がっており、温暖な気候に恵まれ、緑豊かな自然に抱かれた美しいまちである。



本町の西部と東部に領家変成岩からなる300～400mの低位山地があり、中間に拾石から菱池にかけてほぼ南北方面の低地帯が存在し、狭益部を形成している。この低地帯の北部には、かつての菱池が存在し、古くは三河湾に面していたことを示す遺跡が周辺に分布する。低地帯の東部には低地山地との間に50～100mにおよぶ洪積台地が展開しており、低地帯は水田、台地は畑地、山地は森林・果樹園に利用され、集落は台地端に多く立地している。

2 気候

本町の気候は、太平洋岸式気候であって、冬季は気流の関係で北西の風が吹き、時々強い風が吹くが烈風は年に数度しかない。また、降雪は年に一、二度しかない。氷結日数も少なく、温暖である。近年の猛暑により、夏の最高気温は約38.0℃まで上昇することもある。また、冬の最低気温は-4℃程度まで冷え込む。年雨量は梅雨時から台風シーズンを中心に1,800mm程度である。



*平成30年度 幸田町消防年報「通信・気象統計」

3 社会経済的特性

本町の人口は、昭和 20 年代の繊維産業に始まり、昭和 40 年代以降から積極的に進められた優良企業の誘致により著しく発展してきた。また、昭和 50 年代から進められてきた区画整理事業の効果的な展開により人口も増え続けており、平成 28 年 2 月には人口 4 万人を突破している。

平成 27 年国勢調査の 65 歳以上人口は、8,100 人（構成比 20.5%）と全国平均より低い水準となっている。0 歳から 14 歳人口は、6,641 人（構成比 16.8%）と全国平均より高い水準にあり、愛知県内において 2 番目に位置している。

幸田町の人口状況

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
人口	33,408	35,596	37,930	39,549	42,292
0 歳から 14 歳（年少人口）	5,664	5,797	6,199	6,641	7,079
構成比（年齢別）	17.0	16.3	16.3	16.8	16.7
15 歳から 64 歳（生産人口）	23,334	24,430	25,199	24,736	26,338
構成比（年齢別）	69.8	68.6	66.4	62.5	62.3
65 歳以上（老年人口）	1,869	5,325	6,499	8,100	8,875
構成比（年齢別）	13.1	15.0	17.1	20.5	21.0
世帯数	10,216	11,715	12,697	13,693	16,198
世帯当たり人数	3.27	3.04	2.99	2.89	2.61

*平成 12～27 年は国勢調査、令和元年は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

公共交通機関は、東海道本線幸田駅、三ヶ根駅及び相見駅があり、まちの玄関として、また通勤・通学者の貴重な交通手段として利用されている。

道路網としては、国道 248 号が町内を南北に縦貫しており、豊田市、岡崎市と蒲郡市を結ぶ広域幹線として、住民の生活における利便性の向上や産業の発展に大きく貢献している。東西には、三河湾・伊勢湾の沿岸都市を結ぶ国道 23 号（名豊道路）が町の中央部を走っており、このバイパス路線に 3 つのインターチェンジが設置されている。新東名高速道路は豊田東 JCT まで開通しており、広域的な道路網整備は着実に進みつつある。

産業別就業者の割合（平成 27 年国勢調査）は、第 1 次産業が 3.72%、第 2 次産業が 43.47%、第 3 次産業が 49.37%となっている。

産業面では、農業を取り巻く環境が変化中、筆柿、いちご、長なすなどの特産物について、消費宣伝等に力を注いでいる。

商業においては、買い物客の町外への流出が懸念されているが、新市街地における土地区画整理事業では優良な住宅・宅地の供給と併せ、商業誘致を行っている。

工業においては、昭和 40 年代以降、公害の少ない優良企業の積極的な誘致を行った結果、順調に進展している。また、幸田駅西、坂崎、中部工業団地に続き、平成 3 年度には長嶺工業団地が完成し、平成 5 年度に進出企業が操業を開始した。さらに、平成 20 年 3 月に須美工業団地、平成 21 年 1 月に須美南山工業団地が開発されるなど、工業用地開発及び企

業誘致への取組を通じて、製造品出荷額等は1兆983億円（平成30年工業統計調査）であり、愛知県内のなかでもトップクラスに位置している。

観光及びレジャー面については、秀でた資源に乏しいのが現状であるが、四季折々のイベント等を通じ、人と人が交流する機会を創出している。

第2節 想定するリスク

幸田町に被害が生じる地震、豪雨・台風（洪水）、土砂災害の大規模自然災害を基本とする。ただし、幸田町に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する。

1 町に影響があった過去の風水害

年月日	種別（名称）	町内被害状況	備考
昭和28.9.25 (1953)	暴風雨 (台風第13号)	負傷者2人 住家全壊14戸 住家半壊12戸 田畑被害308ha 山くずれ12か所	台風の中心が岡崎市の南を通過 風速20~30m/s 雨量20~40mm/hの豪雨が3~4時間ほど続いた。
昭和34.9.26 (1959)	暴風雨 (伊勢湾台風)	死者3人、重傷者5人 住家全壊97戸 住家半壊507戸 非住家倒壊百数十戸 道路決壊5か所 橋梁流出3か所	農作物の潮風被害 役場庁舎屋根破損 役場付属建物倒壊4棟 学校家屋倒壊3棟
昭和46.8.30 (1971)	大雨 (台風第23号)	死者1人 住家全壊3戸 住家半壊1戸 床上浸水25戸 床下浸水213戸 田冠水515ヘクタール 畑冠水56ヘクタール 道路決壊193か所 堤防決壊156か所	8/29~8/31雨量629mm 農作物の潮風被害
平成12.9. 11~12 (2000)	大雨 (東海豪雨)	床上浸水2戸 床下浸水87戸 田冠水182ヘクタール 畑冠水1ヘクタール 道路損壊43か所 道路冠水14か所 河川破堤2か所 河川法面崩壊等45か所	【避難勧告】 避難所開設1か所 避難世帯数59世帯 避難者数194人 総雨量282.0mm 0:00~1:00 73.0mm/h

年月日	種別 (名称)	町内被害状況	備考
平成 20. 8. 29～30 (2008)	大雨 (8月末豪雨)	床上浸水 61戸 床下浸水 67戸 田冠水 210ヘクタール 畑冠水 2ヘクタール 道路損壊 85か所 道路冠水 26か所 河川破堤 1か所 河川法面崩壊等 37か所 がけ崩れ 1か所 地すべり 1か所	【避難勧告】 避難所開設 3か所 避難世帯数 25世帯 避難人数 40人 総雨量 404.0mm 1:00～2:00 116.0mm/h ・自衛隊派遣要請
平成 21. 10. 7～8 (2009)	暴風雨 (台風18号)	住家半壊 3戸 住家一部破損 184戸、 停電 3,100戸	【自主避難】 避難所開設 6か所 避難世帯数 11世帯 避難者数 24人 総雨量 104.5mm 最大瞬間風速 53.5m/s

2 愛知県に影響があった過去の地震

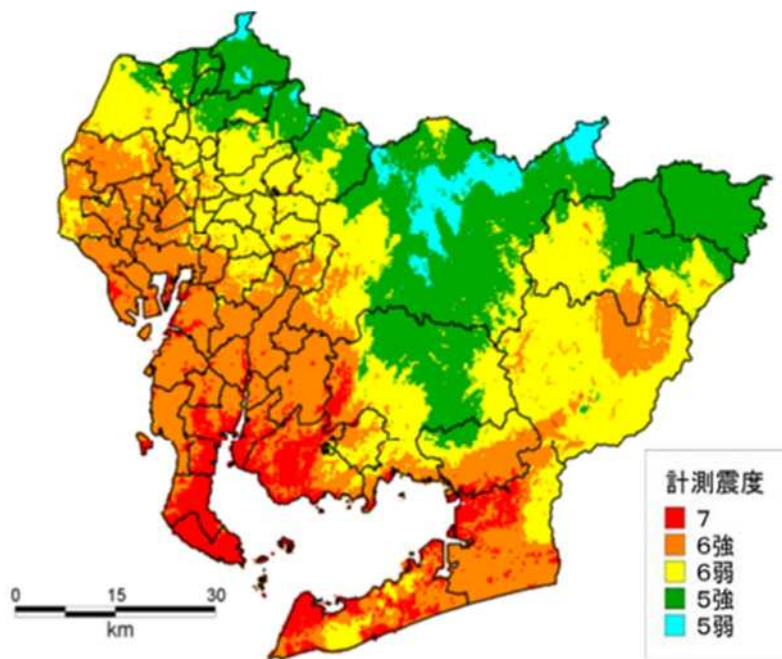
年月日	地震名	震央 (震源地)	規模 (M)	県内最 大震度	町内被害状況
宝永 4. 10. 4 (1707)	宝永	遠州灘及び 熊野灘	8.4	7	—
嘉永 7. 11. 4 (安政元) (1854)	安政	遠州灘及び 熊野灘	8.4	6	—
明治 24. 10. 28 (1891)	濃尾	岐阜県大野郡 根尾村	8.0	7	【額田郡の被害】 ・住家全壊1戸、住家半壊3戸 ・非住家全壊5戸、非住家半壊2戸
昭和 19. 12. 7 (1944)	東南海	熊野灘	7.9	7	・死者3人
昭和 20. 1. 13 (1945)	三河	三河湾	7.1	7	・死者33人(うち市場区26人、逆川 区7人) ・負傷者20人(市場区18人、逆川 区2人) ・住家全壊52戸(うち市場区38戸、 逆川区14戸) ・住家半壊99戸(うち市場区81戸、 逆川区18戸) ・深溝断層の形成

3 南海トラフ地震被害予測

本町の被害予測は、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）の「理論上最大想定モデル」（あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル）とする。

(1) 震度分布

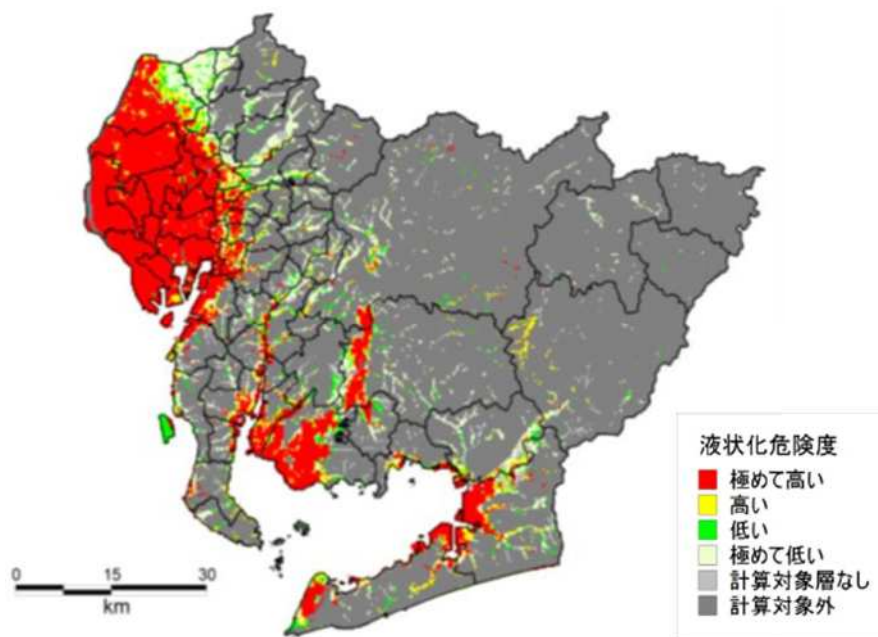
本町の広い範囲にわたり震度6弱から6強の揺れが想定されている。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されている。



震度分布「理論上最大想定モデル」による想定

(2) 液状化危険度分布

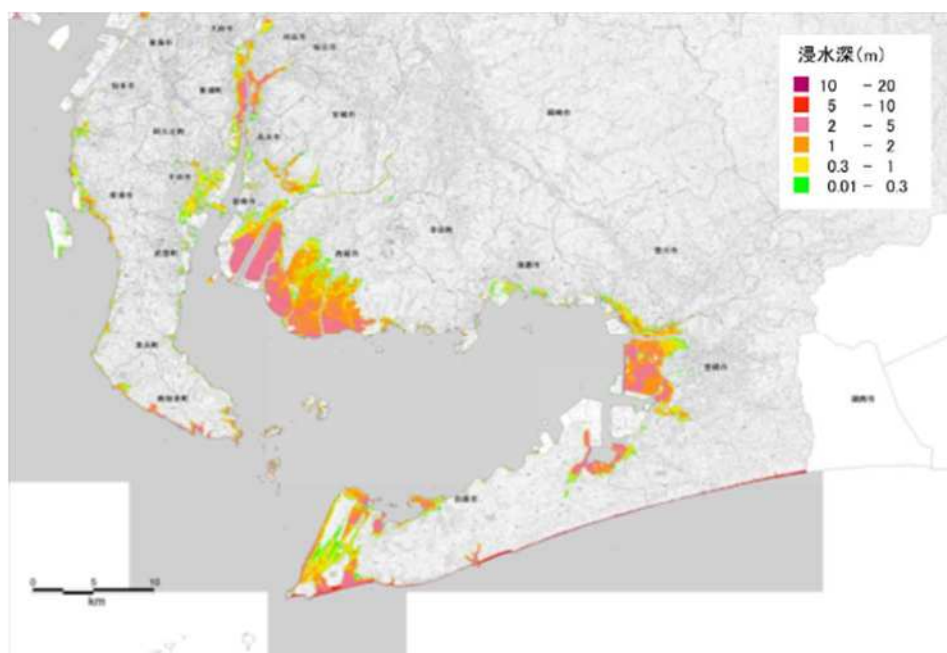
本町北部の一部の地域で、液状化危険度が極めて高い地域が想定されている。



液状化危険度分布「理論上最大想定モデル」による想定

(3) 津波浸水想定域

本町では、津波被害は想定されていない。



津波浸水想定域 「理論上最大想定モデル」による想定

(4) 建物被害（全壊・焼失棟数）

最大想定モデルによる想定では、冬・夕方発災の場合、町では揺れにより約 900 棟が全壊、急傾斜地崩壊等により約 20 棟が全壊、火災により約 200 棟が焼失すると想定されている。

想定地震区分	最大想定モデル	過去地震最大モデル
揺れによる全壊	約 900 棟	約 200 棟
液状化による全壊	—	—
浸水・津波による全壊	—	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約 20 棟	約 20 棟
火災による焼失	約 200 棟	約 10 棟
合計	約 1,100 棟	約 200 棟

*端数処理を行っているため、合計が項目の和に一致しない場合がある。

(5) 人的被害（死者数）

最大想定モデルでは、建物倒壊等により約 50 人の死者が想定される。

想定地震区分	最大想定モデル	過去地震最大モデル
建物倒壊等による死者数	約 50 人	約 10 人
（うち屋内収用物移動・転倒、屋内落下物）	—	—
浸水・津波による死者	—	—
—	—	—
—	—	—
急傾斜地崩壊等による死者	—	—
地震火災による死者	—	—
合計	約 50 人	約 10 人

*端数処理を行っているため、合計が項目の和に一致しない場合がある。

4 風水害による被害予測

本町の風水害による洪水・浸水、土砂災害等による明確な被害予測は算出していない。しかしながら、過去の浸水被害実績や愛知県が作成した「洪水浸水想定区域図」や「土砂災害警戒区域図」等により、町内各地に危険箇所が存在していることから、本町が抱える自然災害のリスクとして想定する。

5 その他の大規模自然災害

地震・風水害以外の自然災害については、明確な被害は想定されていないが、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性については、十分に配慮する。

第3節 幸田町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

国土強靱化基本計画及び県計画で示された目標やリスクシナリオを参考に、幸田町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られる	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-2	市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1
3-2				地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 迅速な復旧復興	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	災害時に活用するサービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
4 迅速な復旧復興	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン ¹ の寸断等による企業の生産低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による住民の生活・商取引等への甚大な影響
			5-6	食料等の安定供給の停滞
			5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長時間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長時間にわたる機能停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊等に伴う交通麻痺
			7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出
			7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5			事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-6			風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	

*網掛けは、重点化すべきプログラム

リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

¹ サプライチェーン（Supply Chain）とは、製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、消費までの製品全体の一連の流れのこと。日本語では「供給連鎖」といわれている。

第4節 評価の実施手順

基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。

また、県計画の脆弱性評価及び評価結果を活用し、本町の地域特性に応じた脆弱性評価を行った。評価にあたっては、国、県、関係団体などの取組等も考慮した。

なお、脆弱性評価結果については、リスクシナリオごとに整理した。

第5節 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、参考資料のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは次のとおりである。

1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護や被害を最小限にするため、想定するリスクに対しては、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策の着実な推進と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、施策の重点化を図りつつ、計画的に推進していく必要がある。

2 国、県、民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、町の取組だけでは十分ではなく、国・県・民間事業者等と適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが重要である。

3 地域特性に応じた施策の推進

幸田町は、広域交通の要所であり、大規模自然災害時により道路交通ネットワークが寸断されることは、救援・救助・救急・医療活動の障害となることが懸念される。平時においても、町外の三次救急医療機関及び二次救急医療機関への搬送に時間を要すことは、救命率の低下につながりかねないことから、地域医療体制の整備と併せ、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

また、町内の各工業地域には、自動車産業を始めとする企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担っている。本町の被災は、町内のみならず中部圏経済への波及、周辺地域住民の生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがあることから、産業基盤を守ることは非常に重要である。

第3章 国土強靱化の推進方針

第2章第3節で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえたリスクシナリオごとの強靱化の推進方針は次のとおりとする。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

《行政機能》

(関係機関との連携)

- 大規模災害発生時には、関係機関（国、県、警察、消防、自衛隊等）との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。【国、県、町】

《消防等》

(消防活動体制の整備)

- 町内の防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。【町】
- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【町】

《防災教育等》

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町、地域】
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する 防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する。【町、地域】
- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。【町】

《住宅・都市》

(住宅・建築物等の耐震化等)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。【県、町】

- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルターの整備費助成事業等について、耐震化できない住宅等の減災化の促進に取り組む。【県、町】
- 中学校武道場等の吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化の早期の完了を図る。【町】
- ブロック塀等は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀等の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用促進を図る。【県、町、地域】

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を推進する。また、延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する。【町】
- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。【町】

《保健医療・福祉》

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な人等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な人への継続した周知を行う。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する。【町、地域】

《リスクコミュニケーション》

（地域の災害対応力の向上）

- 地震から自らの命を守るため、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進める。【町、地域】
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活性化を図る。【町、地域】
- 大規模災害時の救命率を高めるため、普通救命講習の受講者を増やしていく。【町】

（重要業績指標）

- ◆総合防災訓練実施：1回/年（R1年度） → 継続実施
- ◆防火水槽の耐震化率：153/209か所（73.2%）（R1年度） → 更新時順次耐震化を図る。
- ◆消防団員の充足率：100%、147人（R1年度） → 100%を維持（毎年度）
- ◆区ごと等の防災訓練の実施：23区（H30年度） → 継続実施
- ◆防災学習の取組：6小学校、3中学校で実施（R1年度） → 継続実施
- ◆住宅の耐震化率：77%（H24年度） → 95%（R2年度）
- ◆非構造部分の耐震化が必要な学校施設：3中学校武道場等の耐震化（R2年度）
- ◆都市公園の共用面積：11.06㎡/町民1人当たり（H30.3）
- ◆防災リーダー養成研修：2回/年（R1年度） → 継続実施
- ◆普通救命講習受講者数：
 - 851人/年平均（H26年度～H30年度） → 1,000人/年平均（R1年度～R5年度）

※（）内には、現状及び目標達成の年次を表示している。（以下同じ。）

《行政機能》

（警戒避難体制の整備等）

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めているが、必要な見直しと避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する。【町】

《保健医療・福祉》

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方への周知を行う。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する。【町、地域】

《産業・経済》

（浸水対策の検討）

- 近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地である工業地域等が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねないため、この地域の産業・経済を守るためにも、河川の浸水対策について、検証を行いながら方策の検討を行う。【国、県、町】

《地域保全》

（治水・浸水対策施設の整備等）

- 洪水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場の整備・更新、菱池遊水地の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配布など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。【県、町】

（河川堤防等の耐震化等の推進）

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、町】

（排水機場の整備）

- 老朽化した農業用排水機場の更新を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う。【県、町】

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震診断・耐震改修を推進する。あわせて、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。【県、町】

《リスクコミュニケーション》

（地域の災害対応力の向上）

- 風水害から自らの命を守るため、各家庭における防災・減災対策を進める。【町、地域】
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活

性化を図る。【町、地域】

（町民等への意識啓発）

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して情報提供することを周知し、町民等が適切な避難行動をとれるよう啓発を進める。【町、地域】
- 愛知県が作成した想定最大規模降雨による洪水等の浸水予想図等を基に、防災ハザードマップ（風水害対策）を見直し、配布することにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。【町】

（重要業績指標）

- ◆災害時避難行動要支援者名簿登録率：36%（R1.12.31）
- ◆広田川改修：整備計画（R9年度まで）
- ◆菱池遊水地事業：整備計画（H31年度～R9年度）
- ◆排水機場の更新：5か所整備工事（H28年度～R9年度）
- ◆ため池の耐震調査：41か所完了、ハザードマップ41か所作成
- ◆防災ハザードマップ（風水害対策）の見直し：R2年度予定

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

《行政機能》

（警戒避難体制の整備等）

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めているが、必要な見直しと避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する。【町】
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。【町】

《保健医療・福祉》

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方への継続した周知を行う。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する。【町、地域】

《地域保全》

（土砂災害防止施設の整備促進）

- 土砂災害防止法に基づく、愛知県による基礎調査の推進を図る。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と町が行う警戒避難体制の確立を促進する。【県、町】

《リスクコミュニケーション》

（地域の災害対応力の向上）

- 土砂災害等から自らの命を守るため、各家庭における防災・減災対策を進める。【町、地域】
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活性化を図る。【町、地域】

(町民等への意識啓発)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して情報提供することを周知し、町民等が適切な避難行動をとれるよう啓発を進める。【町】
- 防災ハザードマップ（風水害対策）に土砂災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等を掲載しているが、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。【町】

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2—1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

《行政機能》

(食料・飲料水等の備蓄)

- 基幹的避難所に防災備蓄倉庫を整備し、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」の被害予測を基に、食料や飲料水の備蓄や避難所運営用の防災資機材等を配備する。【町】

(物資調達、受援体制の構築等)

- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。【町】
- 災害時に救援物資の受入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、受援計画を作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。【町】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化対策を着実に推進するとともに、地震防災応急対策要綱の見直しや応急給水用車両の確保等、応急給水体制の強化を図る。【町】

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。【県、町、民間】

《交通・物流》

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時にエネルギー供給が可能となるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【県、町】

(輸送ルートの確保対策)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【県、町】
- 液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。【国、県、町】
- 国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る。【国、県、町、民間】
- 「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。【国、町】

《リスクコミュニケーション》

(町民等への意識啓発)

- 物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭や地域、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【町】
- 妊婦、乳幼児（ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについて、啓発を行っていく。【町】

(重要業績指標)

- ◆災害救助物資緊急調達等に関する協定等締結事業所：13事業所（R1.12） → 14事業所
- ◆幹線道路整備延長：L=1.15km(R5年度)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《行政機能》

(災害対応の体制・資機材強化)

- 大規模災害発生時には、関係機関（国、県、警察、消防、自衛隊等）との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。【国、県、町】
- SNS等による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、町民の不安を取り除くよう努める。【町】

《消防等》

(消防施設、車両及び資機材等の充実)

- 消防施設等の防災拠点となる施設の整備や消防・救急車両の配置、人員体制等、機能強化を推進する。【町】

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【町】

(消防団詰所等の整備)

- 消防団詰所については、建物の老朽化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、消防車両や装備品の充実等、消防団の充実強化を図る。【町】

《リスクコミュニケーション》

(自主防災組織の充実)

- 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、町民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む。【町、地域】

(重要業績指標)

- ◆総合防災訓練実施：1回/年（R1） → 継続実施

- ◆消防本部消防吏員数：59人 → 条例定数の枠内（70人）で増強
- ◆消防団員の充足率：100%、147人（R1年度） → 100%を維持（毎年度）
- ◆消防団協力事業所制度の実施：8事業所（R1年度） → 10事業所（R2年度～R6年度）
- ◆自主防災会設置地区：23区 → 現状維持

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

《行政機能》

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 帰宅困難者の滞り場所となり得る基幹的避難所等において、備蓄倉庫、避難所運営資機材（食料・飲料水、発電機、簡易トイレ等）等の整備を促進する。【町】

《交通・物流》

（物資の供給やルートの確保）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と支援物資物流を確保する。【国、県、町】

《リスクコミュニケーション》

（企業防災の推進）

- 町内の就業者が、災害時の避難や帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、各事業所での避難訓練の実施や従業員の水・食料の備蓄を促進する。【町】
- 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性を、平常時から積極的に周知する。【町、民間】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《行政機能》

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 役場庁舎や消防署等の防災拠点や医療救護所となる施設において、非常用電源設備の機能強を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討する。【町】
- 自動車用燃料油類の優先供給について、協定先である事業所と平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を図る。【町】

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【町】

《消防》

（救急搬送の遅延の解消）

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。【町】

《保健医療・福祉》

（医師会等との連携）

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握や通信手段の確保等について検討しておく。【町】
- 毎年行っている救護所設置訓練は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な方法を検討しながら、引き続き行っていく。【町】
- 大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で保健医療調整会議を設置することになっているが、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を図るために、平時から引き続き協議を行っていく。【県、町、民間】

（医薬品等の調達）

- 医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る。【町】

（輸送体制の検討）

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。【国、県、町】
- 甚大な数の傷病者の発生により、収容能力を超えて管外搬送となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく。また、災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく。要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。【町、地域】

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【国、県、町】

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備とし、協定締結に努める。【町】

《交通・物流》

（「命の道」となる幹線道路の整備）

- 三次救急医療機関だけでなく、二次救急医療機関へのアクセスとなる名豊道路、一般国道248号、一般県道須美福岡線・安城幸田線等の幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立を推進する。【国、県、町】

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時に救急医療の観点やエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【国、県、町】

《リスクコミュニケーション》

(町民等への意識啓発)

- 円滑な医療体制を確保するため、平時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるように、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について、啓発を行っていく。【町】
- 慢性疾患用の処方薬服用者や、医療機器使用者、難病患者等とその家族に対して、災害に備えた準備について、広報誌や講座等で更なる周知を行うとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行っていく。【町】

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消防署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働（最高連続運転 72 時間）

◆医療救護所となる施設の非常電源配備：幸田中学校

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

《行政機能》

(物資の備蓄)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、マンホールトイレの整備や簡易トイレセット等の備蓄を強化する。【町】

(下水道業務継続計画の充実)

- 被災時の迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画の充実を促進する。【町】

(下水道処理施設等の浸水対策等)

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに洪水による浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る。【町】

《保健医療・福祉》

(避難所運営マニュアルの充実)

- 災害時の避難所運営を迅速・的確に行うための「避難所運営マニュアル」について、衛生管理を踏まえた改訂を行う。【町】

(町民等への啓発)

- 自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行

っていく。【町】

《環境》

（予防・防疫体制の構築）

- 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。【町】

（災害廃棄物処理計画の充実）

- 災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理手順等を示した「幸田町災害廃棄物処理計画」について、計画策定の前提となる被害想定や新たな災害が発生した場合に合わせ、適宜見直しを行っていく。【町】

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築に努める。【町、民間】

（重要業績指標）

- ◆マンホールトイレ：0基（R1.12） → 基幹的避難所9か所に87基（R8年度）
- ◆簡易トイレ・薬剤：
113基・33,900回分（R1.12） → 175基・52,500回分（R2年度～R6年度）
- ◆幸田町下水道業事業務継続計画：H28.3策定
- ◆避難所運営マニュアル：H26年度策定 → R2年度改訂予定
- ◆幸田町災害廃棄物処理計画：H29.3策定 → R3年度改訂予定

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

《行政機能》

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 基幹的避難所となる学校施設を主として、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、マンホールトイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。【町】

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所を自主運営できるように作成している「避難所運営マニュアル」について、被災者の多様性や地域の実情に合わせたマニュアルに見直す。また、地域住民と連携した避難所開設や運営訓練の実施等、地域が主体となった取組を推進する。【町、地域】

（食料・飲料水等の備蓄）

- 基幹的避難所に防災備蓄倉庫を整備し、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」の被害予測を基に、食料や飲料水の備蓄や避難所運営用の防災資機材等を配備する。【町】

《保健医療・福祉》

(災害時保健活動マニュアルの充実)

- 保健師等が災害時に保健活動を迅速・的確に行うための「災害時保健活動マニュアル」について、現在の活動状況等に応じた改訂を行うとともに、県主導の災害初動時情報伝達訓練を実施する。【県、町】

(避難生活における要配慮者支援)

- 要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所において必要な専門的人材の確保を図るなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制の構築に努める。【町】

(避難行動要支援者への支援)

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方へ継続した周知を行う。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する。【町、地域】

《リスクコミュニケーション》

(町民等への意識啓発)

- 基幹的避難所に避難所運営マニュアルを配置しているが、日頃から町民に対して避難所運営は避難者が中心になって行うことなどを周知し、適切に避難所の運営が実施できるよう啓発に努める。【町、地域】

(重要業績指標)

- ◆避難所運営マニュアル：H26 年度策定 → R2 年度改訂予定
- ◆災害時保健活動マニュアル：H20 年度策定 → R2 年度改訂予定
- ◆栄養・食生活支援活動ガイドライン：R2 年度策定予定
- ◆災害時避難行動要支援者名簿登録率：36% (R1.12.31)

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《行政機能》

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 警察、防犯ボランティア等との連携を強化し、災害時の町内の治安維持を図る。【県、町、地域】

《交通・物流》

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県】

(信号機電源付加装置の整備)

- 災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。【県】

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《行政機能》

(業務継続体制の整備)

- BCP²の見直しや訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【町】

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【町】

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策を検討する。【町】
- 被災自治体への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、自治体間の応援協定の締結、町の受援計画策定等、受援体制の整備を促進する。【町】

(防災拠点等の機能確保等)

- 役場庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化していく。また、役場庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討する。【町】
- 大規模災害発生時には、多くの公共施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、耐震化の推進や設備の整備、機能面の充実を図る。【町】
- 大規模災害時の停電に備え、防災拠点となる公共施設への太陽光発電設備等の導入を促

進する。【町】

(重要業績指標)

◆幸田町業務継続計画：平成 29 年策定 → 平成 30 年改訂

◆災害時相互応援協定：4 市町 (R1. 12) → 7 市町 (R2. 7)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消 防 署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働 (最高連続運転 72 時間)

² B C P (Business Continuity Plan) とは、企業では「事業継続計画」のこと。災害等が起こっても速やかに事業を継続・復旧させることができるようようにあらかじめ立ておく計画である。地方公共団体では「業務継続計画」ともいう。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《行政機能》

(役場庁舎等の電力確保対策の推進)

- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する。災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法等について検討を行う。【町】

(情報通信手段の多重化)

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る。【町】

《リスクコミュニケーション》

(災害対応力の強化等)

- 防災関係団体にMCA無線機を貸与してあることから、災害時の通信手段として使用できるよう、日頃から通信訓練等を行う。【県、町、地域、民間】

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消防署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働（最高連続運転 72 時間）

4-2 災害時に活用するサービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

《行政機能》

(多様な情報提供の手段の確保)

- 多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を検討する。また、甚大な災害が発生した場合は、臨時災害FM放送局の開局も検討する。【町】

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線の電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。【町】
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、有効性や課題等を踏まえた上で検討する。【町】

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消 防 署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働（最高連続運転 72 時間）

◆防災行政無線：

屋外子局 69 基、個別受信機及び防災ラジオ貸与数 7,985 台（R1.12）

→ 屋外子局 都市開発に伴い随時増設、個別受信機及び防災ラジオ貸与数 8,635 台
（R2～6 年度）

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産低下

《産業・経済》

(企業BCP策定の促進及び普及)

- 業務の継続や早期復旧のため、企業BCPの策定の必要性を周知する。特に、中小企業にあっては、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。【町、民間】
- 各事業所にあっては、業務継続、機能維持のため、BCPや手順書の見直し、生産再開に向けたシナリオ等、経済事業の復旧についての検討に努める。【民間】

《交通・物流》

(道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【県、町】
- 大規模地震発生後の道路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。【国、県、町】

(重要業績指標)

- ◆中小企業のBCP策定研修会の開催：未実施（個別相談会を月1回開催）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

《産業・経済》

(事業所における燃料確保)

- 工場を所有する事業所にあっては、非常時の燃料確保のため、敷地内にガソリン地下タンク等を保有し、常時、半分以上を確保する等、燃料確保について検討を行う。【民間】

《交通・物流》

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等、必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【県、町】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

《産業・経済》

（防災体制の強化）

- 特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。【町、民間】

（有害物質等の流出防止対策）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する。【町、民間】

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《交通・物流》

（圏域内外の連携を支える国土軸の形成）

- 本町と名古屋都市圏や中部国際空港、東三河地域をつなぐ名豊道路、名古屋三河道路、名浜道路の整備により、災害時における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点から整備を促進する。【国、県、町】

（地域を支える幹線道路網の整備促進）

- 広域計画のネットワークを基本に、名豊道路、名古屋三河道路、名浜道路を広域連携軸として位置付け、早期整備を促進する。【国、県、町】
- 高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の生活利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、幹線道路網の整備を促進する。【県、町】
- 新東名高速道路岡崎東インターへのアクセス向上を図るため、一般県道生平幸田線の改良、整備を促進する。【県、町】
- 岡崎市の藤田医科大学岡崎医療センターへのアクセス強化を図るため、一般県道須美福岡線バイパスの整備を促進する。また、現道の活用が図れるような整備を行うとともに、バイパス開通後はリダンダンシー³が確保されるよう整備を推進する。【県、町】
- 隣接市との連携を図るため、国道248号、国道23号を都市間連携軸として位置付け、都市間の交通改善を図るため、既存道路の改良、整備を促進する。【国、県、町】

（幹線・生活道路及び道路施設等の老朽化対策実施）

- 災害時、交通ネットワークに支障をきたさないよう、幹線道路及び生活道路の舗装修繕や道路照明灯、アンダーパス等道路施設等の老朽化対策を進める。【町】

³ リダンダンシー（redundancy）とは、「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。【国、県、町】
- 町道に係る橋梁については、定期的に点検を実施し、補修が必要な箇所については計画的に対策を実施する。【町】

(啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る。【国、県、町】

(災害時における地域モビリティの確保)

- 災害発生後の町民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む。）を構築する。【町、民間】

(重要業績指標)

- ◆ 幹線道路整備延長：L=1.15km(R5 年度)
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画：276 橋 (R3 年度)
- ◆ 主要町道の橋梁耐震化：12 橋
- ◆ 名豊道路の全線開通と 4 車線化の早期実現

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による住民の生活・商取引等への甚大な影響

《産業・経済》

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。【国、民間】

5-6 食料等の安定供給の停滞

《農林水産》

(農業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。【県、町】
- 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【町】

《交通・物流》

(物流インフラ網の構築)

- 道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【国、県、町】

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【国、県】

(重要業績指標)

- ◆農業用排水機場の耐震化：5 か所（R9 年度）
- ◆農業用ため池の耐震化等の整備：22 箇所（R11 年度）
- ◆橋梁長寿命化修繕計画：276 橋（R3 年度）
- ◆主要町道の橋梁耐震化：12 橋

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

《行政機能》

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。【県、町】

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。【町】

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。【町】

《住宅・都市》

(災害時協力井戸登録の活用)

- 災害時の生活用水の確保のため、要件を満たす井戸を災害時協力井戸として登録することにより、給水体制の充実を図る。【町】

《農林水産》

（ため池の耐震化）

- 農業用水の確保、大規模災害時の消火用水や雑用水等の緊急水源として確保及び決壊等による被害軽減のため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進する。【県、町】

（重要業績指標）

- ◆災害時協力井戸登録件数：607 件（R1.10）
- ◆ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長時間にわたる機能の停止

《行政機能》

（受援体制の整備）

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【町、民間】

（地域の自立・分散型エネルギーの導入の促進）

- エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を推進する。【町、民間】

（重要業績指標）

- ◆太陽光発電設備設置施設：10 施設（R1.12）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

《行政機能》

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 応急給水マニュアルの見直しや応急給水用車両の整備等、応急給水体制を強化する。【町】
- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【町、民間】
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。【町】

（上下水道災害応援体制の整備）

- 応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、町及び上下水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う。【町、民間】

（上水道施設の耐震化等）

- 老朽化が進んでいる水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。【町】

6-3 汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止

《行政機能》

（下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画の充実）

- 下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画の充実を促進する。【町】

（農業集落排水施設の耐震化等の推進）

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を推進する。【町】

（物資の備蓄等）

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、マンホールトイレの整備や簡易トイレセット等の備蓄を強化する。【町】

（重要業績指標）

- ◆マンホールトイレ：0基（R1.12） → 基幹的避難所9か所に87基（R8年度）
- ◆簡易トイレ・薬剤：
113基・33,900回分（R1.12） → 175基・52,500回分（R2年度～R6年度）
- ◆幸田町農業集落排水施設最適整備構想（R2.3）

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長時間にわたる機能停止

《交通・物流》

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する。【国、県、町】

（啓開体制の整備）

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る。【国、県、町】

（重要業績指標）

- ◆幹線道路整備延長：L=1.15km（R5年度）

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《消防等》

(消防活動体制の整備)

- 町内の防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。【町】
- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【町】
- 消防団詰所については、建物の老朽化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、消防車両や装備品の充実等、消防団の充実強化を図る。【町】

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を推進する。また、延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所として、計画的な公園緑地の整備を推進する。【町】
- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。【町】

《リスクコミュニケーション》

(自主防災組織の充実強化)

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。

(重要業績指標)

- ◆防火水槽の耐震化率：153/209 か所 (73.2%) (R1 年度) → 更新時順次耐震化を図る。
- ◆消防団員の充足率：100%、147 人 (R1 年度) → 100%を維持 (毎年度)
- ◆区ごと等の防災訓練の実施：23 区 (H30 年度) → 継続実施
- ◆都市公園の共用面積：11.06 m²/町民 1 人当たり (H30.3)
- ◆防災リーダー養成研修：2 回/年 (R1 年度) → 継続

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等に伴う交通麻痺

《住宅・都市》

(住宅・建築物の耐震化)

- 通行障害建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【県、町】

- ブロック塀等は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用促進を図る。【県、町、地域】

(危険な空き家の除却等)

- 幸田町空き家対策計画に基づき、危険な空き家の発生抑制や除去支援に努める。【町】

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

《地域保全》

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断・耐震改修を推進する。あわせて、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。【県、町】

(排水施設等の整備)

- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。【県、町】
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。【県、町】

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく、愛知県による基礎調査の推進を図る。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と町が行う警戒避難体制の確立を促進する。【県、町】

(重要業績指標)

- ◆排水機場の更新：5 か所整備工事（H28 年度～R9 年度）
- ◆ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

《環境》

(有害物資の漏えい対策)

- 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する。【町】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《産業・経済》

（農地や農業水利施設等の保全管理）

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【町、地域】

（農業基盤等の整備）

- 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【町】

《地域保全》

（森林の保全管理）

- 全ての地域が一体となって森林を保全管理する意識の向上を図る。また、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める。【町】
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を行い、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【県、町、民間】

（土砂災害の防止）

- ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する。【県】

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《行政機能》

(防災体制の整備)

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【町、民間】

《環境》

(災害廃棄物処理計画の充実)

- 災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理手順等を示した「幸田町災害廃棄物処理計画」について、計画策定の前提となる被害想定や新たな災害が発生した場合に合わせ、適宜見直しを行っていく。【町】

(重要業績指標)

- ◆幸田町災害廃棄物処理計画：H29.3 策定 → R3 年度改訂予定

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

《行政機能》

(防災体制の整備)

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【町、民間】

(震災復興都市計画模擬訓練の実施)

- 震災復興都市計画の作成について、愛知県で毎年模擬訓練を開催しており、本町職員の訓練参加に努めていく。本町においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える。【町】

《防災教育等》

(教員の防災意識の向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る。【町】
- 学校に多くの町民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを検討しておく。【町】

《保健医療・福祉》

(要配慮者支援体制の整備)

- 要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。【町、民間】

《リスクコミュニケーション》

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

- 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップを図る。【町、民間】
- 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。【町、民間】

（被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成）

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。【県、町】

（重要業績指標）

- ◆愛知県主催震災復興都市計画模擬訓練参加
- ◆町内の被災建築物応急危険度判定士：73人（R1.12）
- ◆町職員の被災宅地危険度判定士：3人（R1.12）

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

《地域保全》

（排水施設の整備）

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト削減を図り、効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。【町】
- 液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。【県、町】

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、町】

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進する。【県、町】

《リスクコミュニケーション》

（防災ハザードマップの充実）

- 愛知県が作成した想定最大規模降雨による洪水等の浸水予想図等を基に、防災ハザードマップ（風水害対策）を見直し、配布することにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。【町】

(重要業績指標)

- ◆排水機場の更新：5 か所整備工事（H28 年度～R9 年度）
- ◆ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成
- ◆防災ハザードマップ（風水害対策）の見直し：R2 年度予定

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

《リスクコミュニケーション》

(文化財の耐震化等の推進)

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。【町】

(地域コミュニティの活性化)

- 行政区や小学校区コミュニティ活動の活性化を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、区への加入を促進する。あわせて、女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る。【町、地域】

(自主防災組織の充実強化)

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。【町、地域】
- 各行政区をベースとして組織している町内 23 の自主防災組織においては、地域特性に合わせた訓練や講習会、資機材等の整備を継続して進める。【町、地域】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

《行政機能》

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、愛知県が実施する震災復興都市計画模擬訓練への参加に努めるとともに、復興に関する体制や手順を検討する。【県、町】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【町】

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時に応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整することに努める。【町】

《住宅・都市》

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間事業所等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場等、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。【町】

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間事業所との連携により、町営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。【町】

（自宅居住による生活再建の促進）

- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める。【町】

《地域保全》

（地籍調査の推進）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等を明確にしておく地籍調査等を推進する。【町】

（重要業績指標）

- ◆愛知県主催震災復興都市計画模擬訓練参加
- ◆町内の被災建築物応急危険度判定士：73人（R1.12）
- ◆愛知県家屋被害認定士：16人（R1.12）

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

《行政機能》

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 災害発生時において、風評被害等に対応として、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【町】

《交通・物流》

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管

理者間で共有する。【国、県、町】

《産業・経済》

（災害に強い民間物流施設の整備促進等）

- 地震による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する。【国、県、町、民間】

第4章 計画の推進と見直し

第1節 地域計画の進捗管理

1 施策の重点化

本町が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、又は重要性、緊急度等を考慮してプログラムの重点化・優先順位付けを行う。重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次のとおりである。

(1) 人命の保護

近年の気候変動により深刻化する風水害や、大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」では、町全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これら自然災害から、「なんとしても人命を守る」ことが重要である。

更に、幸田町は、広域交通の要所でもあることから、大規模自然災害時により道路交通ネットワークが寸断されることは、救助・救急・医療活動の障害となることが懸念される。平時においても、町外の三次救急医療機関及び二次救急医療機関への搬送に時間を要すことは、救命率の低下につながりかねない。

これらのことから、地域医療体制の整備と併せ、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

これらを踏まえ、次のものを選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(2) 地域特性

町内の各工業地域には、自動車産業を始めとする企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担っている。本町の被災は、町内のみならず中部圏経済への波及、地域住民生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがある。

平時においては、輸送コストの削減につながり、産業競争力の強化、地域の活性化、ひいてはものづくり愛知を牽引することとなることから、産業基盤を守ることは非常に重要である。

これらを踏まえ、次のものを選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産低下
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

2 地域計画の推進

国土強靱化を進めるには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要であり、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加していくことが肝要である。

そのため、第2章で行ったリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた強靱化の推進方針を第3章に示すとおりとし、強靱化を推進するための重要事業を「【別紙】幸田町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の重要事業一覧」として取りまとめ、これに基づき事業を推進するとともに、毎年度、事業の進捗状況の把握等を行い、強靱化の推進計画を見直すというPDCAサイクルをまわしていくこととする。

第2節 地域計画の見直し等

1 地域計画の見直し

国の基本計画は、中長期的な視野の下での施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、おおむね5年毎に計画の見直しを行うこととしている。

本町の地域計画は、第1章「第3節 国土強靱化地域計画の位置付け」で示したとおり、2025年までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を記載するものとして策定しているが、今後、必要に応じて、内容を見直すこととする。

なお、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

2 西三河地域で連携して取り組む方向性

西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域である。中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の8.3%（年間約25兆円）を占め、日本を代表する産業集積地である。

こうした活発な産業活動を背景に約160万人が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える3次産業に携わる住民により、まちが形成されている。そのため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧・復興を果たすことが西三河地域共通の使命である。地域の強靱化や国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことを研究していくこととし、必要に応じて、本町の地域計画を見直すこととする。

(参考資料) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

(関係機関との連携)

- 大規模災害発生時には、関係機関（国、県、警察、消防、自衛隊等）との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。

(消防活動体制の整備)

- 町内の防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。
- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する 防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。
- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化等)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルターの整備費助成事業等について、耐震化できない住宅等の減災化の促進に取り組む必要がある。
- 中学校武道場等の吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化の早期の完了を図る必要がある。
- ブロック塀等は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀等の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用促進を図る必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理

事業を推進する必要がある。また、延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する必要がある。

- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る必要がある。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な人等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な人への継続した周知を行う必要がある。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 地震から自らの命を守るため、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
- 大規模災害時の救命率を高めるため、普通救命講習の受講者を増やしていく必要がある。

(重要業績指標)

- ◆総合防災訓練実施：1回/年（R1年度） → 継続実施
- ◆防火水槽の耐震化率：153/209か所（73.2%）（R1年度） → 更新時順次耐震化を図る。
- ◆消防団員の充足率：100%、147人（R1年度） → 100%を維持（毎年度）
- ◆区ごと等の防災訓練の実施：23区（H30年度） → 継続実施
- ◆防災学習の取組：6小学校、3中学校で実施（R1年度） → 継続実施
- ◆住宅の耐震化率：77%（H24年度） → 95%（R2年度）
- ◆非構造部分の耐震化が必要な学校施設：3中学校武道場等の耐震化（R2年度）
- ◆都市公園の共用面積：11.06㎡/町民1人当たり（H30.3）
- ◆防災リーダー養成研修：2回/年（R1年度） → 継続実施
- ◆普通救命講習受講者数：
851人/年平均（H26年度～H30年度） → 1,000人/年平均（R1年度～R5年度）
※（）内には、現状及び目標達成の年次を表示している。（以下同じ。）

1-2 市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めているが、必要な見直しと避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する必要がある。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方への周知を行う必要がある。また、避難支

援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する必要がある。

(浸水対策の検討)

- 近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地である工業地域等が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねないため、この地域の産業・経済を守るためにも、河川の浸水対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。

(治水・浸水対策施設の整備等)

- 洪水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場の整備・更新、菱池遊水地の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配布など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

(河川堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(排水機場の整備)

- 老朽化した農業用排水機場の更新を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う必要がある。

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断・耐震改修を推進する必要がある。あわせて、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 風水害から自らの命を守るため、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

(町民等への意識啓発)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して情報提供することを周知し、町民等が適切な避難行動をとれるよう啓発を進める必要がある。
- 愛知県が作成した想定最大規模降雨による洪水等の浸水予想図等を基に、防災ハザードマップ（風水害対策）を見直し、配布することにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆災害時避難行動要支援者名簿登録率：36% (R1.12.31)
- ◆広田川改修：整備計画 (R9年度まで)
- ◆菱池遊水地事業：整備計画 (H31年度～R9年度)
- ◆排水機場の更新：5か所整備工事 (H28年度～R9年度)

- ◆ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成
- ◆防災ハザードマップ（風水害対策）の見直し：R2 年度予定

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備等）

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めているが、必要な見直しと避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する必要がある。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する必要がある。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方への継続した周知を行う必要がある。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する必要がある。

（土砂災害防止施設の整備促進）

- 土砂災害防止法に基づく、愛知県による基礎調査の推進を図る必要がある。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と町が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。

（地域の災害対応力の向上）

- 土砂災害等から自らの命を守るため、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。
- 各区において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災・減災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

（町民等への意識啓発）

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して情報提供することを周知し、町民等が適切な避難行動をとれるよう啓発を進める必要がある。
- 防災ハザードマップ（風水害対策）に土砂災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等を掲載しているが、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る必要がある。

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2—1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

(食料・飲料水等の備蓄)

- 基幹的避難所に防災備蓄倉庫を整備し、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」の被害予測を基に、食料や飲料水の備蓄や避難所運営用の防災資機材等を配備する必要がある。

(物資調達、受援体制の構築等)

- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る必要がある。
- 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、受援計画を作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化対策を着実に推進するとともに、地震防災応急対策要綱の見直しや応急給水用車両の確保等、応急給水体制の強化を図る必要がある。

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時にエネルギー供給が可能となるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(輸送ルートの確保対策)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。
- 液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。
- 国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る必要がある。
- 「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

(町民等への意識啓発)

- 物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭や地域、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- 妊婦、乳幼児（ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについて、啓発を行っていく必要がある。

(重要業績指標)

- ◆災害救助物資緊急調達等に関する協定等締結事業所：13事業所（R1.12） → 14事業所
- ◆幹線道路整備延長：L=1.15km(R5年度)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 大規模災害発生時には、関係機関（国、県、警察、消防、自衛隊等）との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。
- SNS等による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、町民の不安を取り除く必要がある。

(消防施設、車両及び資機材等の充実)

- 消防施設等の防災拠点となる施設の整備や消防・救急車両の配置、人員体制等、機能強化を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。

(消防団詰所等の整備)

- 消防団詰所については、建物の老朽化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、消防車両や装備品の充実等、消防団の充実強化を図る必要がある。

(自主防災組織の充実)

- 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、町民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む必要がある。

(重要業績指標)

- ◆総合防災訓練実施：1回/年（R1） → 継続実施
- ◆消防本部消防吏員数：59人 → 条例定数の枠内（70人）で増強
- ◆消防団員の充足率：100%、147人（R1年度） → 100%を維持（毎年度）
- ◆消防団協力事業所制度の実施：8事業所（R1年度） → 10事業所（R2年度～R6年度）
- ◆自主防災会設置地区：23区 → 現状維持

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者の滞在場所となり得る基幹的避難所等において、備蓄倉庫、避難所運営資材（食料・飲料水、発電機、簡易トイレ等）等の整備を促進する必要がある。

(物資の供給やルートの確保)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。

(企業防災の推進)

- 町内の就業者が、災害時の避難や帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、各事業所での避難訓練の実施や従業員の水・食料の備蓄を促進する必要がある。
- 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性を、平常時から積極的に周知する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 役場庁舎や消防署等の防災拠点や医療救護所となる施設において、非常用電源設備の機能強を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討する必要がある。
- 自動車用燃料油類の優先供給について、協定先である事業所と平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を図る必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。

(医師会等との連携)

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握や通信手段の確保等について検討しておく必要がある。
- 毎年行っている救護所設置訓練は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な方法を検討しながら、引き続き行っていく必要がある。
- 大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で保健医療調整会議を設置することになっているが、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うために、平時から引き続き協議を行っていく必要がある。

(医薬品等の調達)

- 医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る必要がある。

(輸送体制の検討)

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する必要がある。
- 甚大な数の傷病者の発生により、収容能力を超えて管外搬送となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく必要がある。また、災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく必要がある。要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備とし、協定を締結する必要がある。

(「命の道」となる幹線道路の整備)

- 三次救急医療機関だけでなく、二次救急医療機関へのアクセスとなる名豊道路、一般国道 248 号、一般県道須美福岡線・安城幸田線等の幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時に救急医療の観点やエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(町民等への意識啓発)

- 円滑な医療体制を確保するため、平時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるように、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について、啓発を行っていく必要がある。
- 慢性疾患用の処方薬服用者や、医療機器使用者、難病患者等とその家族に対して、災害に備えた準備について、広報誌や講座等で更なる周知を行うとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行っていく必要がある。

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15

時間稼働

消防署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働（最高連続運転 72 時間）

◆医療救護所となる施設の非常電源配備：幸田中学校

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（物資の備蓄）

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、マンホールトイレの整備や簡易トイレセット等の備蓄を強化する必要がある。

（下水道業務継続計画の充実）

- 被災時の迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する必要がある。

（下水道処理施設等の浸水対策等）

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに洪水による浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。

（避難所運営マニュアルの充実）

- 災害時の避難所運営を迅速・的確に行うための「避難所運営マニュアル」について、衛生管理を踏まえた改訂を行う必要がある。

（町民等への啓発）

- 自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行っていく必要がある。

（予防・防疫体制の構築）

- 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う必要がある。

（災害廃棄物処理計画の充実）

- 災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理手順等を示した「幸田町災害廃棄物処理計画」について、計画策定の前提となる被害想定や新たな災害が発生した場合に合わせ、適宜見直しを行っていく必要がある。

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

- ◆マンホールトイレ：0基（R1.12） → 基幹的避難所9か所に87基（R8年度）
- ◆簡易トイレ・薬剤：
113基・33,900回分（R1.12） → 175基・52,500回分（R2年度～R6年度）
- ◆幸田町下水道業事業務継続計画：H28.3策定
- ◆避難所運営マニュアル：H26年度策定 → R2年度改訂予定

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 基幹的避難所となる学校施設を主として、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、マンホールトイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所を自主運営できるように作成している「避難所運営マニュアル」について、被災者の多様性や地域の実情に合わせたマニュアルに見直す必要がある。また、地域住民と連携した避難所開設や運営訓練の実施等、地域が主体となった取組を推進する必要がある。

(食料・飲料水等の備蓄)

- 基幹的避難所に防災備蓄倉庫を整備し、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」の被害予測を基に、食料や飲料水の備蓄や避難所運営用の防災資機材等を配備する必要がある。

(災害時保健活動マニュアルの充実)

- 保健師等が災害時に保健活動を迅速・的確に行うための「災害時保健活動マニュアル」について、現在の活動状況等に応じた改訂を行うとともに、県主導の災害初動時情報伝達訓練を実施する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所において必要な専門的人材の確保を図るなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、登録が必要な方へ継続した周知を行う必要がある。また、避難支援者の設定等、避難行動要支援者ごとの避難支援方法を検討する必要がある。

(町民等への意識啓発)

- 基幹的避難所に避難所運営マニュアルを配置しているが、日頃から町民に対して避難所運営は避難者が中心になって行うことなどを周知し、適切に避難所の運営が実施できるよう啓発する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆避難所運営マニュアル：H26 年度策定 → R2 年度改訂予定

- ◆災害時保健活動マニュアル：H20 年度策定 → R2 年度改訂予定
- ◆栄養・食生活支援活動ガイドライン：R2 年度策定予定
- ◆災害時避難行動要支援者名簿登録率：36% (R1.12.31)

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 警察、防犯ボランティア等との連携を強化し、災害時の町内の治安維持を図る必要がある。

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備)

- 災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続体制の整備)

- BCPの見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策を検討する必要がある。
- 被災自治体への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、自治体間の応援協定の締結、町の受援計画策定等、受援体制の整備を促進する必要がある。

(防災拠点等の機能確保等)

- 役場庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化していく必要がある。また、役場庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討する必要がある。
- 大規模災害発生時には、多くの公共施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、耐震化の推進や設備の整備、機能面の充実を図る必要がある。
- 大規模災害時の停電に備え、防災拠点となる公共施設への太陽光発電設備等の導入を促進する必要がある。

(重要業績指標)

◆幸田町業務継続計画：平成 29 年策定 → 平成 30 年改訂

◆災害時相互応援協定：4 市町 (R1. 12) → 7 市町 (R2. 7)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消 防 署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働 (最高連続運転 72 時間)

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(役場庁舎等の電力確保対策の推進)

- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する必要がある。災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法等について検討を行う必要がある。

(情報通信手段の多重化)

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 防災関係団体にMCA無線機を貸与してあることから、災害時の通信手段として使用できるよう、日頃から通信訓練等を行う必要がある。

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消防署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働 (最高連続運転 72 時間)

4-2 災害時に活用するサービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を検討する必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、臨時災害FM放送局の開局も検討する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線の電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、有効性や課題等を踏まえた上で検討する必要がある。

(重要業績指標)

◆非常用発電機稼働時間：

役場庁舎 燃料日常備蓄量 270ℓ、負荷率 50%で約 22.5 時間稼働、負荷率 75%で約 15 時間稼働

消防署 燃料日常備蓄量 990ℓ、5kW の想定で約 123 時間稼働 (最高連続運転 72 時間)

◆防災行政無線：

屋外子局 69 基、個別受信機及び防災ラジオ貸与数 7,985 台 (R1.12)

→ 屋外子局 都市開発に伴い随時増設、個別受信機及び防災ラジオ貸与数 8,635 台
(R2~6 年度)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産低下

(企業BCP策定の促進及び普及)

- 業務の継続や早期復旧のため、企業BCPの策定の必要性を周知する必要がある。特に、中小企業にあっては、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。
- 各事業所にあっては、業務継続、機能維持のため、BCPや手順書の見直し、生産再開に向けたシナリオ等、経済事業の復旧についての検討をする必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- 大規模地震発生後の道路啓開等、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆中小企業のBCP策定研修会の開催：未実施（個別相談会を月1回開催）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(事業所における燃料確保)

- 工場を所有する事業所にあっては、非常時の燃料確保のため、敷地内にガソリン地下タンク等を保有し、常時、半分以上を確保する等、燃料確保について検討する必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等、必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(防災体制の強化)

- 特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を

及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(圏域内外の連携を支える国土軸の形成)

- 本町と名古屋都市圏や中部国際空港、東三河地域をつなぐ名豊道路、名古屋三河道路、名浜道路の整備により、災害時における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点から整備を促進する必要がある。

(地域を支える幹線道路網の整備促進)

- 広域計画のネットワークを基本に、名豊道路、名古屋三河道路、名浜道路を広域連携軸として位置付け、早期整備を促進する必要がある。
- 高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、幹線道路網の整備を促進する必要がある。
- 新東名高速道路岡崎東インターへのアクセス向上を図るため、一般県道生平幸田線の改良、整備を促進する必要がある。
- 岡崎市の藤田医科大学岡崎医療センターへのアクセス強化を図るため、一般県道須美福岡線バイパスの整備を促進する必要がある。また、現道の活用が図れるような整備を行うとともに、バイパス開通後はリダンダンシーが確保されるよう整備を推進する必要がある。
- 隣接市との連携を図るため、国道248号、国道23号を都市間連携軸として位置付け、都市間の交通改善を図るため、既存道路の改良、整備を促進する必要がある。

(幹線・生活道路及び道路施設等の老朽化対策実施)

- 災害時、交通ネットワークに支障をきたさないよう、幹線道路及び生活道路の舗装修繕や道路照明灯、アンダーパス等道路施設等の老朽化対策を進める必要がある。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。
- 町道に係る橋梁については、定期的に点検を実施し、補修が必要な箇所については計画的に対策を実施する必要がある。

(啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る必要がある。

(災害時における地域モビリティの確保)

- 災害発生後の町民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等

との連携・協力体制（協定締結含む。）を構築する必要がある。

（重要業績指標）

- ◆幹線道路整備延長：L=1.15km(R5年度)
- ◆橋梁長寿命化修繕計画：276橋（R3年度）
- ◆主要町道の橋梁耐震化：12橋
- ◆名豊道路の全線開通と4車線化の早期実現

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による住民の生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関における防災対策の推進）

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。
また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

（農業に係る生産基盤等の災害対応力強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。
- 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。

（物流インフラ網の構築）

- 道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

（サプライチェーン輸送モードの強化）

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ◆農業用排水機場の耐震化：5か所（R9年度）
- ◆農業用ため池の耐震化等の整備：22箇所（R11年度）
- ◆橋梁長寿命化修繕計画：276橋（R3年度）
- ◆主要町道の橋梁耐震化：12橋

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。

(災害時協力井戸登録の活用)

- 災害時の生活用水の確保のため、要件を満たす井戸を災害時協力井戸として登録することにより、給水体制の充実を図る必要がある。

(ため池の耐震化)

- 農業用水の確保、大規模災害時の消火用水や雑用水等の緊急水源として確保及び決壊等による被害軽減のため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆災害時協力井戸登録件数：607 件（R1.10）
- ◆ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長時間にわたる機能の停止

（受援体制の整備）

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う必要がある。

（地域の自立・分散型エネルギーの導入の促進）

- エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ◆太陽光発電設備設置施設：10施設（R1.12）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 応急給水マニュアルの見直しや応急給水用車両の整備等、応急給水体制を強化する必要がある。
- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築する必要がある。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。

（上下水道災害応援体制の整備）

- 応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、町及び上下水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討する必要がある。

（上水道施設の耐震化等）

- 老朽化が進んでいる水道管について、早急かつ計画的に更新する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）

- 下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新の必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの

充実を促進する必要がある。

(農業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を推進する必要がある。

(物資の備蓄等)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、マンホールトイレの整備や簡易トイレセット等の備蓄を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆マンホールトイレ：0基（R1.12） → 基幹的避難所9か所に87基（R8年度）
- ◆簡易トイレ・薬剤：
113基・33,900回分（R1.12） → 175基・52,500回分（R2年度～R6年度）
- ◆幸田町農業集落排水施設最適整備構想（R2.3）

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長時間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。

(啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や道路啓開計画の検討等、体制の整備を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆幹線道路整備延長：L=1.15km（R5年度）

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防活動体制の整備)

- 町内の防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となるおそれがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。
- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから、消防団員の処遇改善や活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。
- 消防団詰所については、建物の老朽化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、消防車両や装備品の充実等、消防団の充実強化を図る必要がある。

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を推進する必要がある。また、延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所として、計画的な公園緑地の整備を推進する必要がある。
- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(自主防災組織の充実強化)

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆防火水槽の耐震化率：153/209 か所 (73.2%) (R1 年度) → 更新時順次耐震化を図る。
- ◆消防団員の充足率：100%、147 人 (R1 年度) → 100%を維持 (毎年度)
- ◆区ごと等の防災訓練の実施：23 区 (H30 年度) → 継続実施
- ◆都市公園の共用面積：11.06 m²/町民 1 人当たり (H30.3)
- ◆防災リーダー養成研修：2 回/年 (R1 年度) → 継続

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等に伴う交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化)

- 通行障害建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- ブロック塀等は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図る

とともに、助成事業の利用促進を図る必要がある。

(危険な空き家の除却等)

- 幸田町空家対策計画に基づき、危険な空き家の発生抑制や除去支援に努める必要がある。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断・耐震改修を推進する。あわせて、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

(排水施設等の整備)

- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める必要がある。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。また、農業排水路の整備を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく、愛知県による基礎調査の推進を図る必要がある。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と町が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 排水機場の更新：5 か所整備工事（H28 年度～R9 年度）
- ◆ ため池の耐震調査：41 か所完了、ハザードマップ 41 か所作成

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物資の漏えい対策)

- 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理)

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

(農業基盤等の整備)

- 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。

(森林の保全管理)

- 全ての地域が一体となって森林を保全管理する意識の向上を図る必要がある。また、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を行い、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

(土砂災害の防止)

- ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(防災体制の整備)

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う必要がある。

(災害廃棄物処理計画の充実)

- 災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理手順等を示した「幸田町災害廃棄物処理計画」について、計画策定の前提となる被害想定や新たな災害が発生した場合に合わせ、適宜見直しを行っていく必要がある。

(重要業績指標)

- ◆幸田町災害廃棄物処理計画：H29.3策定 → R3年度改訂予定

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(防災体制の整備)

- 町単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築する必要がある。

(震災復興都市計画模擬訓練の実施)

- 震災復興都市計画の作成について、愛知県で毎年模擬訓練を開催しており、本町職員の訓練参加に努める必要がある。本町においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える必要がある。

(教員の防災意識の向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。
- 学校に多くの町民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを検討しておく必要がある。

(要配慮者支援体制の整備)

- 要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。

(防災ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップを図る必要がある。
- 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して

実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆愛知県主催震災復興都市計画模擬訓練参加
- ◆町内の被災建築物応急危険度判定士：73人 (R1.12)
- ◆町職員の被災宅地危険度判定士：3人 (R1.12)

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(排水施設の整備)

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う必要がある。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。
- 液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進する必要がある。

(防災ハザードマップの充実)

- 愛知県が作成した想定最大規模降雨による洪水等の浸水予想図等を基に、防災ハザードマップ（風水害対策）を見直し、配布することにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆排水機場の更新：5か所整備工事（H28年度～R9年度）
- ◆ため池の耐震調査：41か所完了、ハザードマップ41か所作成
- ◆防災ハザードマップ（風水害対策）の見直し：R2年度予定

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。

(地域コミュニティの活性化)

- 行政区や小学校区コミュニティ活動の活性化を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、区への加入を促進する必要がある。あわせて、女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る必要がある。

(自主防災組織の充実強化)

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。
- 各行政区をベースとして組織している町内 23 の自主防災組織においては、地域特性に合わせた訓練や講習会、資機材等の整備を継続して進める必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、愛知県が実施する震災復興都市計画模擬訓練への参加に努めるとともに、復興に関する体制や手順を検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時に応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整することに努める必要がある。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間事業所等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場等、オープンスペースの他の利用用途と調整する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間事業所との連携により、町営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進

める必要がある。

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等を明確にしておく地籍調査等を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆愛知県主催震災復興都市計画模擬訓練参加
- ◆町内の被災建築物応急危険度判定士：73人（R1.12）
- ◆愛知県家屋被害認定士：16人（R1.12）

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応として、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。

(災害に強い民間物流施設の整備促進等)

- 地震による産業施設への影響評価の手法の確立する必要がある。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する必要がある。

幸田町国土強靱化地域計画

発行・編集 幸田町
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
電話 0564-62-1111 (代表)
FAX 0564-63-5139

発行年月 令和2年3月
